（法第二十三条の二の厚生労働省令で定める者等）

第十八条の三　法第二十三条の二の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　派遣元事業主を連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この号において同じ。）とする者及び当該者の連結子会社

二　派遣元事業主の親会社等又は派遣元事業主の親会社等の子会社等（前号に掲げる者を除く。）

2　前項第二号の派遣元事業主の親会社等は、次に掲げる者とする。

一　派遣元事業主（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

二　派遣元事業主（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。次項において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

三　派遣元事業主の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

3　第一項第二号の派遣元事業主の親会社等の子会社等は、次に掲げる者とする。

一　派遣元事業主の親会社等が議決権の過半数を所有している者（株式会社である場合に限る。）

二　派遣元事業主の親会社等が資本金の過半数を出資している者（持分会社である場合に限る。）

三　事業の方針の決定に関する派遣元事業主の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

4　法第二十三条の二の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合は、一の事業年度における派遣元事業主が雇用する派遣労働者（六十歳以上の定年に達したことにより退職した者であつて当該派遣元事業主に雇用されているものを除く。）の関係派遣先（同条に規定する関係派遣先をいう。）に係る同条に規定する派遣就業（以下単に「派遣就業」という。）に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の全ての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第二章の章名中「就業条件の整備等」を「保護等」に改める。

第二十一条第二項中「令第四条各号に掲げる業務」を「令第五条の業務」に、「当該号番号」を「当該業務が該当する令第四条第一項各号に掲げる業務又は令第五条各号に掲げる業務の条番号及び号番号」に改める。

第二十二条第二号中「同項第二号に規定する派遣就業（以下単に「派遣就業」という。）」を「派遣就業」に改め、同条第三号中「第三十一条」を「第三十条の二第一項」に改める。

第二十四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　法第四十条の六第二項に規定する通知

第二十六条を削り、第二十五条を第二十六条とし、第二章第二節中同条の前に次の二条を加える。

（法第三十条の厚生労働省令で定める者）

第二十五条　法第三十条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者

二　当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である期間を定めて雇用する派遣労働者

（待遇に関する事項等の説明）

第二十五条の二　法第三十一条の二の規定による説明は、書面の交付等その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、次項第一号に規定する労働者の賃金の額の見込みに関する事項の説明は、書面の交付等の方法により行わなければならない。

2　法第三十一条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項

二　事業運営に関する事項

三　労働者派遣に関する制度の概要

第二十六条の次に次の一条を加える。

（労働者派遣に関する料金の額の明示の方法等）

第二十六条の二　法第三十四条の二の規定による明示は、第三項の規定による額を書面の交付等の方法により行わなければならない。

2　派遣元事業主が労働者派遣をしようとする場合における次項の規定による額が労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合における法第三十四条の二の規定により明示した額と同一である場合には、同条の規定による明示を要しない。

3　法第三十四条の二の厚生労働省令で定める額は、次のいずれかに掲げる額とする。

一　当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額

二　当該労働者に係る労働者派遣を行う事業所における第十八条の二第二項に規定する労働者派遣に関する料金の額の平均額

第二十七条第一項中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に、「次条各号に掲げる事項を、」を「次条第一項各号に掲げる事項を、」に、「次条各号に掲げる事項を通知」を「同条第一項各号に掲げる事項を通知」に改め、同条第二項本文中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　法第三十五条第二項の規定による通知は、書面の交付等により行わなければならない。

第二十七条の二の見出し及び同条第一項中「第三十五条第二号」を「第三十五条第一項第三号」に改め、同条第二項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「第三十五条第三号」を「第三十五条第一項第四号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（令第四条第二項第二号の厚生労働省令で定める者）

第二十八条の二　令第四条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　卒業を予定している者であつて、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることになつているもの

二　休学中の者

三　前二号に掲げる者に準ずる者

（令第四条第二項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額等）

第二十八条の三　令第四条第二項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額は、次に掲げる額とする。

一　日雇労働者の一年分の賃金その他の収入の額

二　日雇労働者（主として生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族（以下この号において「配偶者等」という。）の収入により生計を維持する者に限る。）及び当該日雇労働者と生計を一にする配偶者等の一年分の賃金その他の収入の額を合算した額

2　令第四条第二項第三号の厚生労働省令で定める額は、五百万円とする。

第三十一条第四号中「号番号」を「条番号及び号番号」に改める。